

# 一般国道313号地域高規格道路整備促進協議会規約

## (目 的)

第1条 この会は、一般国道313号の内、中国横断自動車道（岡山・米子線）の湯原インターから国道9号北条道路までを、地域高規格道路として早期に整備促進を図ることを目的とする。

## (名 称)

第2条 この会は、一般国道313号地域高規格道路整備促進協議会（以下「本会」という。）と称する。

## (事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国、県その他関係機関への要望
- (2) 必要な調査研究
- (3) 調査、事業の施行に関する協力体制の確立
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (組 織)

第4条 本会は、次の市町長及び議会議長をもって組織する。

真庭市、倉吉市、北栄町

## (役 員)

第5条 本会に、会長1人、副会長2人、監事2人を置く。

- 2 会長、副会長、監事は、会員の互選とする。
- 3 役員任期は2か年とする。ただし、役員が会員として職を辞した場合、その後任者が前任者の役員の職につくものとし、その期間は前任者の残任期間とする。

## (会 議)

第6条 本会の会議は総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、出席会員の過半数の同意により議決する。
- 3 総会は、本会の重要事項を審議する。
- 4 役員会は、必要に応じて開催する。

(監 事)

第7条 監事は、会計に関する監査を行い、総会にその結果を報告するものとする。

(会 計)

第8条 本会の経費は、関係市町において負担する。

2 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

(旅費及び費用弁償)

第10条 本会の目的達成のための会員その他関係者の活動に対して費用弁償、旅費を支給することができる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、会長が属する団体に事務局を置く。

(雑 則)

第12条 この規約に定めるものの外、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

1 この規約は平成4年9月8日から施行する。

2 平成4年度のおける会計年度は、施行の日から翌年3月31日までとする。

(附 則) (平成9年規約第3条)

この規約は、平成9年7月24日から施行する。

(附 則) (平成17年規約第4条、第8条)

この規約は、平成17年7月7日から施行する。

(附 則) (平成18年規約第4条)

この規約は、平成18年7月11日から施行する。